

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

平成 30 年 7 月 3 日

独立行政法人水資源機構
池田総合管理所長 木下 昌樹

1. 目的

この歩掛参考見積依頼書は、早明浦ダム再生事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛等を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1)水資源機構における平成 29・30 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2)営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3)当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、吉野川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 見積書の提出等

見積書は次に従い提出してください。

- (1)参考見積書は作業項目毎に必要な技術者の人数を記載して提出してください。
なお、参考見積書の様式は問いません。
- (2)提出期間 平成 30 年 7 月 3 日（火）から平成 30 年 7 月 13 日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前 9 時から午後 4 時まで
- (3)提出先
独立行政法人水資源機構池田総合管理所長 木下 昌樹 宛
【担当】総務課 久次米
〒778-0040 徳島県三好市池田町西山谷尻 4235-1
Tel 0883-72-2050 FAX 0883-72-0727
- (4)提出方法
書面は持参、郵送又は F A X（社印があること。）により提出するものとします。

4. 見積内容

- (1)業務項目、業務内容
別添「見積仕様書」のとおりとします。
- (2)歩掛項目
別添「歩掛調査表」のとおりとします。

(3) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

① 本歩掛見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記(1)「業務項目、業務内容」を実施する為に必要な技術者の人数を徴取します。

(4) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「平成 30 年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 依頼書に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：平成 30 年 7 月 3 日（火）から平成 30 年 7 月 13 日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 提出場所：2 (3) に同じ。

(3) 提出方法：2 (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：平成 30 年 7 月 10 日（火）から平成 30 年 7 月 13 日（金）まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 見積書作成及び提出に要する費用

見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

— 以 上 —

見積仕様書

1. 基本条件

早明浦ダム周辺における第四紀断層の存在を調査し、ダム近傍の第四紀断層の存否を確認する業務です。

2. 業務内容

2-1 計画準備

的確な調査が実施できるよう業務計画書を作成し、発注者に提出するものとします。

2-2 文献収集整理

公表されている文献、地質図、空中写真、地形図等を収集し、ダムから半径 50km 程度の範囲を対象に第四紀断層の分布位置、長さ、确实度、線状模様の明瞭度などについての情報を整理するものとします。

2-3 写真判読

4 万分の 1 空中写真を使用し、ダムから半径 10km 範囲内を対象に変動地形を有する線状模様を判読し、2.5 万分の 1 地形図に分布位置を記入するものとします。また、線状模様の判読内容は線状模様一覧表にまとめるものとします。

なお、空中写真、地形図については受注者にて用意するものとします。

2-4 総合解析

文献整理、写真判読の情報を基に、ダムから半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様の位置、活動性を検討し、検討結果を一覧表、文献断層分布図、地形判読図等にとりまとめるものとします。また、総合検討を行い、今後の調査の必要性の判定、調査計画の提案を行うものとします。

2-5 説明資料作成

機構が関係機関等へ説明する際に必要となる資料を作成するものとします。資料の構成など詳細については、別途、機構と協議するものとします。

2-6 報告書作成

上記の各項目についてとりまとめ報告書を作成するものとします。また、報告書の概要版を作成し、報告書の冒頭に掲載するものとします。

以 上

